

自分と向き合うことを求めて

望月洋子さん ●静岡市

介護

加速する高齢社会をふまえ、条例の基本的施策第6条(4)には、これまで女性への負担が大きかった在宅介護への社会的支援が盛り込まれています。

NPOで、介護を含めたサービスを提供する仕事をしながら、自らも家族の介護に参加している、望月洋子さんに話を聞きました。



統計（平成10年度国民生活基礎調査）によると、介護者の85%が女性であるという現状の中、仕事をしていた望月洋子さんも、最初は義母と一人で義父の世話をしていました。しかし、義父の痴呆が始まることと、義母が介護中にケガをして、二人の介護をしなければならなくなつたことが重なり、洋子さんは家族や兄弟に助けを求めました。すると、夫は介護に積極的になり、兄夫婦は静岡市に戻ってきたのです。在宅介護を希望していた望月さんの家族は皆で話し合い、現在は兄夫婦が両親と同居することとなり、望月さん夫婦と他の兄弟は、できるだけのサポートをする形に変わりました。

夫の明弘さんは「女性だけに介護を押しつけるのはいけないと想います。家族の一人ひとりができることがあります。共働きをしながら介護をするには、勤務先の理解を得ながら、男女を問わず努力することが必要」と言います。

洋子さんも「言つてみるものだなあと想いました。それまでは、ほとんどノータッチだった夫が、時には会社の休みを取つて世話をしてくれるようにになりました。何よりも、介護を負担と思つていらない感じですね。『ちょっと遊んでくるよ』と言って義父の世話をしに出掛けていきます。こんなことならもつと早く

しゃべればよかつたと思います」と、家族で協力し合うことで、在宅介護が可能となり、義父の状態も安定してきたといいます。

現在、洋子さんの家族は、デイサービスやショートステイ、福祉用具貸与などのサービスを受けています。「近所にどんな施設やサービスの提供の場があるかを日ごろからチェックしておくといいですね。私たちはケアマネージャーさんとの出会いが大きかったです。いろいろなアドバイスをいただき、とても助かりました。義母だけでは、どんなサービスを受けられるのかが、わからなかつたでしょうね」

自分の時間を持つといつ

く言えばよかつたと思います」と、家族で協力し合うことで、在宅介護が可能となり、義父の状態も安定してきたといいます。

県では、目標数値を掲げて、施設数やベッド数等を増やす努力をしています。「確かに以前に比べると、空きベッド待ちの期間が短くなつたように思いますね。介護をしている人が一番必要なのは、プライベートの時間です。自分の時間、そして自分を見失わない時間。忙しさと疲れから自分を見失いがちですから。できるだけいろいろな所に助けを求めて、自分のための時間を確保することが大切です。

一人で抱え込むことは一番の負担ですから」介護をする側とされる側の心のケアのためにも社会的支援は重要な役割があると、洋子さんは考えています。

条例と私たちの生活

自分らしく生きる

会社員として共働きをしていた洋子さんは、二人目の子どもが生まれたことをきっかけに、退職しました。「仕事を持つていて子どもが病気になって困った経験などから、人と助ける仕事をしたいと友人と意見が一致して、この仕事を始めました。こういう仕事なので、介護のための休みも、他の方よりは取りやすかったと思います。仕事の上でも、良いパートナーにめぐり会えたので、大変な時にもがんばりました。娘の協力と夫の応援も心強かつたですね」と、とても明るい洋子さん。その心の持ち方は「どうするのが一番良い方法かといつも考えています。障害があればある程、乗り越えたいと思います」。そんな洋子さんの生き方を見て、息子の司さんはNPOに興味を持ち、望月さんと一緒に「生き生きネットワーク」で活動しています。

行政への期待

「さまざまなサービスをより多くの人が受けられるように、どのようなサービスがあるかと尋ねると、「介護をしてもらう人のいい顔」と笑顔で答え、「家では家族の結びつきが強まりましたね。夫の兄弟も含め、家族の役割や将来のことを考えることもできました。介護がなかつたら、その時間ももてなかつたと思います」と、あくまでも前向きな洋子さんです。

介護をする側とされる側。それぞれが「自分」として生きていくための必要な社会的支援という捉え方。夫の明弘さんは、これから介護に参加する男性に「心にゆとり（包容力）を持つて、できることをやりましょう。少人数でやろうとすると、無理がたたつてしまいますが。相互扶助の精神でたくさんの人助けを求めても良いと思います」と、エールを送ってくれました。「利用できるものは、どんどん利用しましようよ」と、笑顔で語る洋子さんの家族は、介護と向き合いながらもしっかりした高齢者が安心して生き生きとくらせる

介護サービスの目標

静岡県では、平成11年度「ふじのくに高齢者プラン21（第2次計画）」を策定し、介護が必要な状態となった場合にもできる限り、住み慣れた家、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅サービスを中心としながら利用者の多様なニーズに対応した質の高い介護サービスを提供しています。



資料出所：「ふじのくに高齢者プラン21（第2次計画）」
静岡県健康福祉部長寿健康政策室

根絶に向け、積極的な対応を

弁護士 角田由紀子さん ●沼津市

夫やパートナーからの暴力をドメスティック・バイオレンス(以下DV)と言います。この言葉は新しく感じますが、女性への暴力は古い歴史をもち、社会に家庭に根強く残る重大な問題です。条例では第6条に「男女間の暴力及びセクシャル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること」と明記しています。

1992年に日本で初めて、夫(恋人)からの暴力の実態調査を行った8人の女性によるドメスティックバイオレンス調査委員会のメンバーでもある、弁護士の角田由紀子さんに話を聞きました。



なぜ、条例にDVが取り上げられるのでしょうか。

内閣府の調査「男女間における暴力に関する調査」(1999年実施)によると、女性の20人に1人が生命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがあると答えており、DVをなくさずに、真の男女平等はありません。

女性への暴力が行われる背景には、あらゆる分野に残る男女の格差、男性優位の意識構造があります。DVをなくすためには、条例の基本的施策の、職場・教育・子育て・女性の健康などすべての項目において、男女共同参画が実現されなければなりません。そして、

その施策のかなめが第6条の(1)「男女の固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革すること」でしょう。また、その意識をつくり上げている男性優位の社会自体を変えていくことも重要です。

どうしてDVは起るのですか。

人が人を支配するのに、最も効果的な方法が暴力です。現実の社会で経済力や社会的地位という力をもっている男性が、女性をコントロールし、思うように動かすために暴力を使うのです。しかも、自分が上の立場だと思っている男性は、それが『暴力』で『犯罪』だという認識はありません。暴力の理由とし

子どもへの影響が心配ですが。

子どもに対する影響は二つの方向から考えられます。一つは直接的に暴力をふるわれるケース、もう一つは間接的に目撃するというケースです。前者は、そのまま児童虐待行為となり、子どもは暴力が物事の解決方法だと学習してしまい、大人になつて自分も暴力を行使するようになる可能性もあります。後者は、たとえ赤ん坊であっても、暴力の現場を見ることでPTSD(心的外傷後ストレス障害)になることがわかつており、発達障害や、思春期になつてからの問題行動の原因になると言われています。

DVをなくすためには?

長期的な取り組みとしては、男女の不平等

で「ただ、女房をしつけてやつただけだ」「外で恥をかかないようにした」、中には「愛しているからだ」とまで言う男性もいます。被害者は、自分が悪いのではないか、人に言つても信じてもらえない、恥ずかしいといふ思いで暴力を受け続け、ますます自分に対する自信を失つたり、自分を価値のない存在と思つたりするようになります。このように、なかなか表面化しにくいのが、DVの現状です。



社会を是正していくことです。例えば、職場での平均賃金が女性は男性の60%しかないことなどの、現存している不平等を改めていくこともその一つです。暴力の被害を受けていても、経済的に自立できない女性は、行き場

所がなくて家に留まらざるを得ないケースも多いのです。また、学校教育で暴力によつて人をコントロールすることはよくないことだと教えていくことも、予防として大切です。

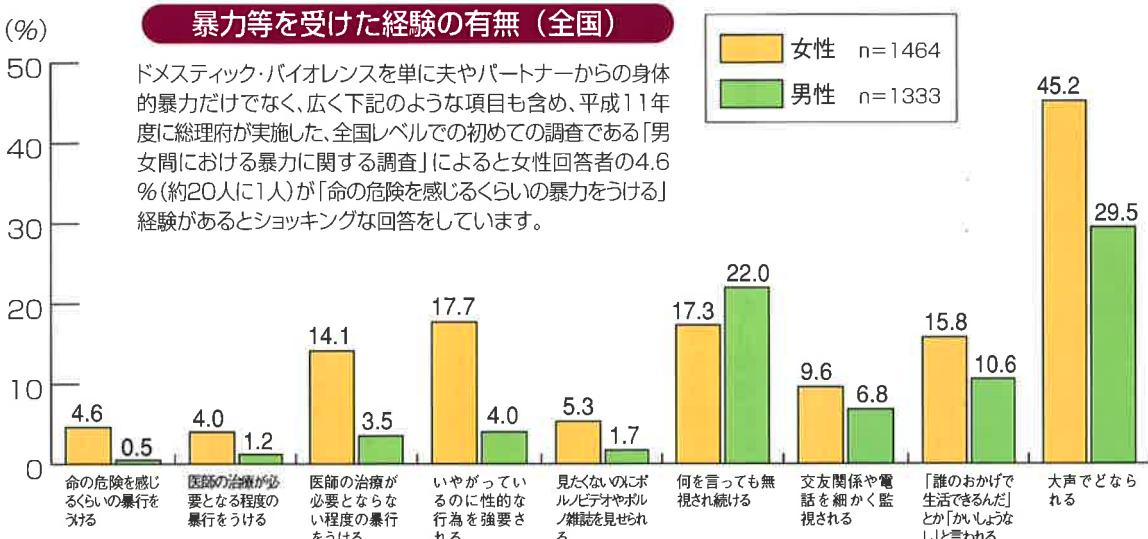
短期的には、現実に被害を受けている女性たちを助けることです。そのためには、相談窓口の設置やシェルター（被害者を保護し、自立を支援する施設）や、さらには職業訓練の場・住宅の提供などが必要です。

今後、行政に期待することは何ですか。

せっかく条例が制定されたのですから、具体的な基本計画を充実させ、実現してほしいです。DVに関しては、医療・教育・行政など幅広い分野の人々にDVの正しい知識を提供して、DVの被害者が声をあげられるようにし、安全で適切な支援が出来る環境を整えることが望れます。シェルターの役割も、単なる一時緊急保護だけでなく、女性が自立し再出発していけるまでのエンパワーメント（問題解決のための能力を高めること）のための支援が必要です。県民の方々も行政が気がつかない方法や発想を、どんどん要望として出していった方がいいですね。

アメリカの調査では、平等性が高いカップルほどDVの発生率が低いことがわかつています。それは、カップルそれぞれに収入があるということだけでなく、お互いが本当に敬

意をもち尊重しあえているかということです。「女性差別撤廃条約」が批准されて、15年が経ちました。何が変わり、何が実現しなかつたのかを検証しつつ、前に進みたいものです。



資料出所：平成11年度「男女間における暴力に関する調査」内閣総理大臣官房男女共同参画室

分を生きる子どもたちのための2 クラスをジェンダー・フリーにす



セミナー2日目は、一橋大学講師の村瀬幸浩さんの話をもとに、男性から見たジェンダーを男の子の育ち方から考えた

教育の場での ジェンダー・フリーを 目指して



東京学芸大学教授 村松泰子さんの基調講演「ジェンダー・フリー教育の進め方」に熱心に聞き入る先生たち

教師を対象とした ジェンダー・フリー教育セミナー開催

まらず、次世代にも関係していく」などの村松さんの話から、ジェンダー・フリーを意識することの重要性に参加者は気づかされたのではないか。

「『自分』を生きる子どもたちのための21世紀の教育空間づくり／クラスをジェンダー・フリーにする5ステップ」と題して、静岡県女性総合センターが県教育委員会と共に開催で教師を対象としたジェンダー・フリー教育セミナーを初めて行い、二日間にわたり、小・中・高・養護学校の先生方三百人が参加しました。

女らしく、男らしくという枠にはめてしまふことは、個性の妨げとなるからといって、全員を画一化するのではなく、個性の尊重はどこかに行ってしまいます。

「男は青、女は赤ではダメだから、男も女も緑にしよう」というのではなく、一人ひとりが好きな色を選ぶことを認めていくことがジエンダー・フリー」と言う東京学芸大学村松泰子教授の基調講演に参加者はジェンダーを取り除く意義を再認識したようです。

「学校教育は、男女が対等で多様な個性を尊重しあえる社会をつくっていく基礎になるもの。その学校が男女平等でなければ、社会もそうなってしまう」「教えようと思つていいのに子どもが教師を見て学んでしまうこともあり、そういった教師の無意識の行動に男女の差がある場合の影響は、その場にとど

午後は、実践授業の事例報告、分散会での「教師のためのジェンダー・トレーニング」、N.O.と言える自己表現方法のすすめとして「アサートイブネス・トレーニング」が行われ、ジエンダー意識の確認、自己表現の方法を学び、性別を超えて、自分らしい生き方をしていくために必要なことを学びました。

セミナーを終えて、参加した先生方から「男女交際の座席など、無意識の差別をしていた」「ジエンダー・フリーを勉強していく中、女らしさ、男らしさという男女の特性を活かすこと尊重していたので、意識を変えていかなければならぬ」と思つた」「無意識の行為を反省して授業もジエンダー・フリーを意識してやつていきたい」などの感想が聞かれました。条例では男女共同参画の推進の対策の一つに学校教育の充実をあげています。学校教育のさまざまな場面で、ジエンダー・フリーの意識をもつた取り組みがされることの影響は大きく、子どもたちの受けたジエンダー・フリーの考え方、子どもたち自身の選択の幅を広げるだけでなく、子どもたちを通じて、家庭や地域へのジエンダー・フリー意識の広がりも期待できます。「クラスのジエンダー・フリー化」は男女共同参画社会の実現に確実につながっていくものと思います。

産む性としての女性の健康のために

助産婦は、家庭での些細な心配事や夫婦の詳い、子育てでわからないこととの相談などと確実に地域の中に息づいていましたが、病院での出産が当たりまえになつてから、それが崩れていきました。しかし、開業の助産婦が組織する(社)日本助産婦会静岡県支部は、地域との繋がりの灯をともし続け、今、小学校から高校を対象に命の大切さを伝える出前講座を行っています。生徒たちの年齢に合わせた内容の講座は、「命の出前講座」として今年度、県の地域活動パートナーシップ強化事業費補助金を受け活動しています。(社)日本助産婦会静岡県支部子育て・女性の健康支援事業推進部の小柳布佐さんに、講座について聞きました。

生と性を五感で学ぶ出前講座

小学生の講座では、布でつくった子宮の中から、ヘその尾のついた赤ん坊の着ぐるみを着た子どもに出てきてもらいます。頭が見えてくると、誰が言うともなく「がんばれ」の大合唱です。赤ちゃんが出てくると大拍手。子どもたちからは「お母さんに優しくしなくては」「産んでくれてありがとう」、お母さんからも「子どもが無事に生まれただけで幸せだった」と思い出した。成績が良くないからといつて子どもを叱つてばかりではいけない」という声がありました。

男女で考える「産む性」の大切さ

男女とも「産む性」としての女性の健康を

女性の健康 リプロダクティブ・ヘルス /ライフ

助産婦 小柳布佐さん ●焼津市



小学生たちは男女差なく出産に対しても素直に感動してくれますが、高校生では反応も違つてきます。女子生徒は、真正面から自分の性に向かいあい「自分の身体を守らなくては」と私たちの願いを受け止めてくれます。これに対して男子生徒は「いつだつたら妊娠しないか」という、女性に対する理解より性的な欲求など、自分中心の話になつてしまします。

それにしても、自身の性の正しい理解はもとより、女性の性をあまりにも知らない男子が多すぎることにびっくりします。女子生徒にとってでも子どもがほしいなどを、自分で決定できることにびっくりします。女性にならなければなりません。産めないけれど、治療しても子どもがほしいなどを、自分で決定できる女性にならなければなりません。これはパートナーである男性にも考えてほしい問題です。女性も男性もお互いの身体や気持ちを理解し合っていきたいですね。

守るためにには、性というものはどういうものか本当にわかるというのがまず第一です。特に女性は他人まかせでなく、生理の周期、避妊などの具体的な知識を持つていれば、いま子どもをつくった方がいい、今はこういうことをすべきではないという判断基準が、自分の中にできてくると思います。

女性である自分はどういう能力を持ち、それをどういうところで使えばよいか—産めるけれど、産まない。産めないけれど、治療しても子どもがほしいなどを、自分で決定できます。女性にならなければなりません。これはパートナーである男性にも考えてほしい問題です。女性も男性もお互いの身体や気持ちを理解し合っていきたいですね。